

# 米国 J.S.A.

## 就労ビザ厳格化の動き

ジェトロ海外調査部米州課 中溝 丘

トランプ大統領は就任演説で米国人の雇用を最優先すると発言した。景気回復に伴い H-1B（特殊技能職）ビザの上限枠が近年はすぐに埋まってしまうが、トランプ政権下では就労ビザ制度の見直しにより取得がさらに難しくなる恐れがある。米国における就労ビザの発給状況と、制度の見直しの動きを追う。

### 相次ぐ移民に関する大統領令

「米国製品を買い、米国人を雇用するという二つの単純なルールに従っていく」——トランプ大統領は、2017年1月20日の就任演説で国民にこう語りかけ、米国第一主義の推進を明言した。また、ホワイトハウスのウェブサイトで、今後10年間で2,500万人の雇用を創出すると表明した。1月25日にはメキシコとの国境沿いに壁を建設する大統領令に署名した。不法移民の流入を防ぎ、米国民の雇用を守るためだという。

ピュー・リサーチセンターによると、米国に滞在する不法移民は14年時点で約1,100万人、うち580万人がメキシコ人と推計される。また、不法移民労働者数は14年時点で約800万人おり、労働人口の5%を占める。1月27日には、イラク、シリア、イランなどイスラム7カ国からの入国を90日間禁止する大統領令に署名し、米国内外で波紋を呼んだ。トランプ大統領は、16年11月に発表した就任後最初の100日間に実施する計画の中で、労働省に対し全ての査証プログラムの乱用に関する調査を指示するとしており、就労ビザについても、発給が厳格化される可能性がある。

15年度（14年10月～15年9月）における米国の就労関連ビザ発給件数を見ると、H-1Bが17万2,748件と最も多く、H-2A（季節労働農業者）10万8,144件、L-1（企業内転勤者）7万8,537件、H-2B（熟練・非熟練労働者）6万9,684件と続く（表1）。また、

米国と通商条約を締結した国の国民が申請できるE-2（投資駐在員）は4万1,162件、E-1（貿易駐在員）は7,425件となっている。

H-1Bは、事前に取り決められた専門職に就くためのビザで、取得には職務が求める特定分野での学士以上の資格が前提となる。金融危機の影響により、09年度のH-1Bの発給件数は07年度から28.4%減少した。だが、10年度以降は経済回復によって増加が続き、15年度にはこれまでで最も発給件数が多かった01年度の件数を上回った。15年度の国籍別の順位を見ると、第1位がインド人で11万9,952件と全体の69.4%を占めた。第2位は中国、第3位はメキシコだった。毎年度の新規発給件数にはあらかじめ上限枠が設定されており、大卒者が6万5,000件、院卒者は2万件と狭き門だ。17年度のビザの受け付けは、国土安全保障省米国市民権移民局（USCIS）で16年4月1日から始まったが、4月7日までに23万6,000件を超えるH-1B請願書の提出があった。そのため新規申請の受け付けは早々に締め切られ、9日にはコンピューターによる無作為抽選が行われた。

他方、H-2Aは、米国人労働者不足のため一時的に農作業に就く目的で渡米するためのビザ。国籍別に見た取得者の第1位はメキシコ人で10万2,174件と全体の94.5%を占める。H-2Bは、季節的かつ米国労働者が不足する職業に就く目的で渡米するためのビザ。

表1 2015年度の主な就労ビザの発給件数(世界、日本)

種類	世界(件)	日本(件)
E-1	7,425	1,724
E-2	41,162	12,172
H-1B	172,748	1,146
H-2A	108,144	1
H-2B	69,684	267
L-1	78,537	4,584

出所：米国務省

H-2B も第1位はメキシコで、全体の 73.6% を占める。

## E-2ビザの発給件数は日本人が最多

日本人向け就労関連ビザ発給件数では、E-2 ビザが最も多い。これは、米国に相当額の投資をした外国企業が同事業の運営を指揮させるべく、幹部社員を渡米させる際に取得するビザである。日本人への発給件数は15年度に1万2,172件と全体の29.6%を占め、国籍別で第1位となっている。2番目に多いのは、多国籍企業の社員が米国内の親会社、支社、系列会社、子会社などへ一時的に転勤するためのL-1 ビザだ。国籍別ではインド、英国、中国、メキシコに次いで第5位に入る。3番目が、米国と条約締結国との間で実質的かつ継続的な貿易活動(サービス業を含む)を行うE-1 ビザだ。H-1B は4番目に多く、国籍別では第10位。日本人の場合、オプショナル・プラクティカル・トレーニング(OPT)<sup>注</sup>という制度を利用した後、H-1B ビザの取得を支援してくれる就職先を探すことが多い。しかし日本人留学生数の絶対数が減少し、H-1B の需要増によって抽選時の競争率が上がる中、ビザ取得を支援してくれる企業が減っている。その結果、日本人向け発給数は04年度の4,214件をピークに減少が続く。

## H-1B は抽選方式変更の可能性も

大統領は選挙戦の序盤、外国人労働者が米国労働者の給料を抑えていると主張し、H-1B プログラムの制限を提案していた。また司法長官に就任したジェフ・セッションズ氏も、上院議員だった16年3月、現行法の改正を求める声明を発表している。H-1B ビザプログラムでは、外国労働者を呼び寄せる前に米国労働者を探す必要はないため、米国企業での米国労働者の就労を阻害し、その結果、米国労働者の雇用減少、賃金低下、将来の雇用機会排除につながると懸念したことだ。

H-1B ビザ申請に当たっては、米国の雇用主が USCIS に申請する前に、労働省外国人労働証明室(FLC) にビザを申請する職務に関する労働条件申請書(LCA) を提出し、承認を得ている。16年度の LCA 承認職務件数上位10社を見ると、コンサルティング企業や IT アウトソーシング企業が多い。第2位のコグニザント・テクノロジー・ソリューションズ、第5位のウィプロ、第7位のインフォシス、第10位

**表2 16年度の主要企業の LCA 承認職務件数と平均最低提示額**  
(単位:件、ドル)

順位	企業名	業種	承認職務件数	平均最低提示額*
1	デロイト・コンサルティング	コンサルティング	122,384	87,587
2	コグニザント・テクノロジー・ソリューションズ	IT サービス	97,509	73,605
3	キャブジエミニ・アメリカ	コンサルティング	43,864	82,502
4	プライスウォーターハウスクーパース(PwC)	会計・監査	33,311	64,568
5	ウィプロ	IT サービス	32,251	71,603
6	デロイト・トウシュ	会計・監査	29,311	75,106
7	インフォシス	IT サービス	25,326	81,679
8	アップル	IT	23,096	103,937
9	PwC アドバイザリー・サービスズ	コンサルティング	20,932	79,126
10	タタ・コンサルタンシー・サービスズ	IT サービス	17,116	66,978
—	マイクロソフト	IT	9,589	111,736
—	フェイスブック	IT	3,326	125,036
—	グーグル	IT	3,243	131,913

\*米労働省外国人労働証明室(FLC)のデータより、LCAの承認を受けた職務の最低提示額(年収)の平均を算出  
出所: FLC

のタタ・コンサルタンシー・サービスズは、全てインド系の企業だ(表2)。アップルを除く上位10社の平均最低提示額は、グーグルやフェイスブックなどの大手IT企業の最低提示額に比べるとかなり低い。

連邦議会では、ダレル・イッサ下院議員(共和党、カリフォルニア州)が H-1B ビザの対象となる職務の最低賃金を6万ドルから10万ドルに引き上げる法案(H.R.170)を提出了。また上院財政委員会のチャック・グラスリー委員長(共和党、アイオワ州)は、民主党のディック・ダービン議員(イリノイ州)らと共に、H-1B ビザと L-1 ビザの改革法案(S.180)を提出了。同法案は USCIS に対し、H-1B ビザの年間枠に優先順位をつけ、米国で教育を受けた最優秀で才能のある留学生や高学位保有者、高所得者などが優先的に取得できるよう命じている。また従業員50人以上の企業で半数以上が H-1B または L-1 を保有している場合は、さらなる H-1B 従業員雇用を禁止するほか、米国人労働者から H-1B または L-1 ビザ保有者への交代を明示的に禁じている。トランプ大統領は就任後、就労ビザに関する具体的な方針は示していない(本稿執筆時点 17年2月27日)。仮に H-1B ビザや L-1 ビザの発給を規制する方向での制度変更が実施されれば、外国人材に依存するコンサルティング企業や IT アウトソーシング企業だけでなく、在米日系企業の人事政策への影響も懸念される。

J8

注: 米国の大学や大学院を卒業後、専攻分野に関連する職種で12~36ヶ月の就労ができる制度。